

市街化調整区域 の 樹林地 をお持ちの方へ

ここがポイント

- その1 対象面積が1,000m²以上
- その2 契約地に対し、固定資産税が減免
- その3 契約更新時に継続一時金を交付
- その4 樹林地維持管理助成が活用できます

『源流の森保存地区』のご案内

源流の森保存地区について

緑豊かな都市景観を形成し市民生活に潤いと安らぎを与えているとともに、保水、治水機能の保全と河川の水量の確保に寄与している『郊外部の良好な樹林地』を保全する制度です。

あなたがお持ちの樹林地を『源流の森保存地区』として保存契約することで、固定資産税の負担を軽減できます。

対象となる土地・契約期間

市街化調整区域にある、1,000m²以上の樹林地 ポイント1

樹冠に覆われている（切れ目なく木々に覆われている）一団の樹林地であること。

契約期間10年以上

10年以上の「源流の森保存契約」を所有者と横浜市が結び、源流の森保存地区に指定します。

10年ごとに契約更新が可能です。

原則として、契約期間内は契約の解除はできません。

（相続など不測の事態が生じた場合、契約解除のご相談を承ります。）

源流の森保存地区指定のメリット（優遇措置等）

固定資産税の減免 ポイント2

契約地の固定資産税が全額減免されます。

継続一時金のお支払い ポイント3

契約更新時（10年ごと）に継続一時金をお支払いします。

（特別緑地保全地区、保安林など、お支払いの対象とならない場合があります。）

樹林地維持管理助成制度の対象となります ポイント4

源流の森保存地区に指定されると、樹林地の維持管理費用の一部を助成する制度の対象となります。（助成制度の利用には条件があり、事前の申請が必要です。別途資料をご確認ください。）

土地の所有・管理について

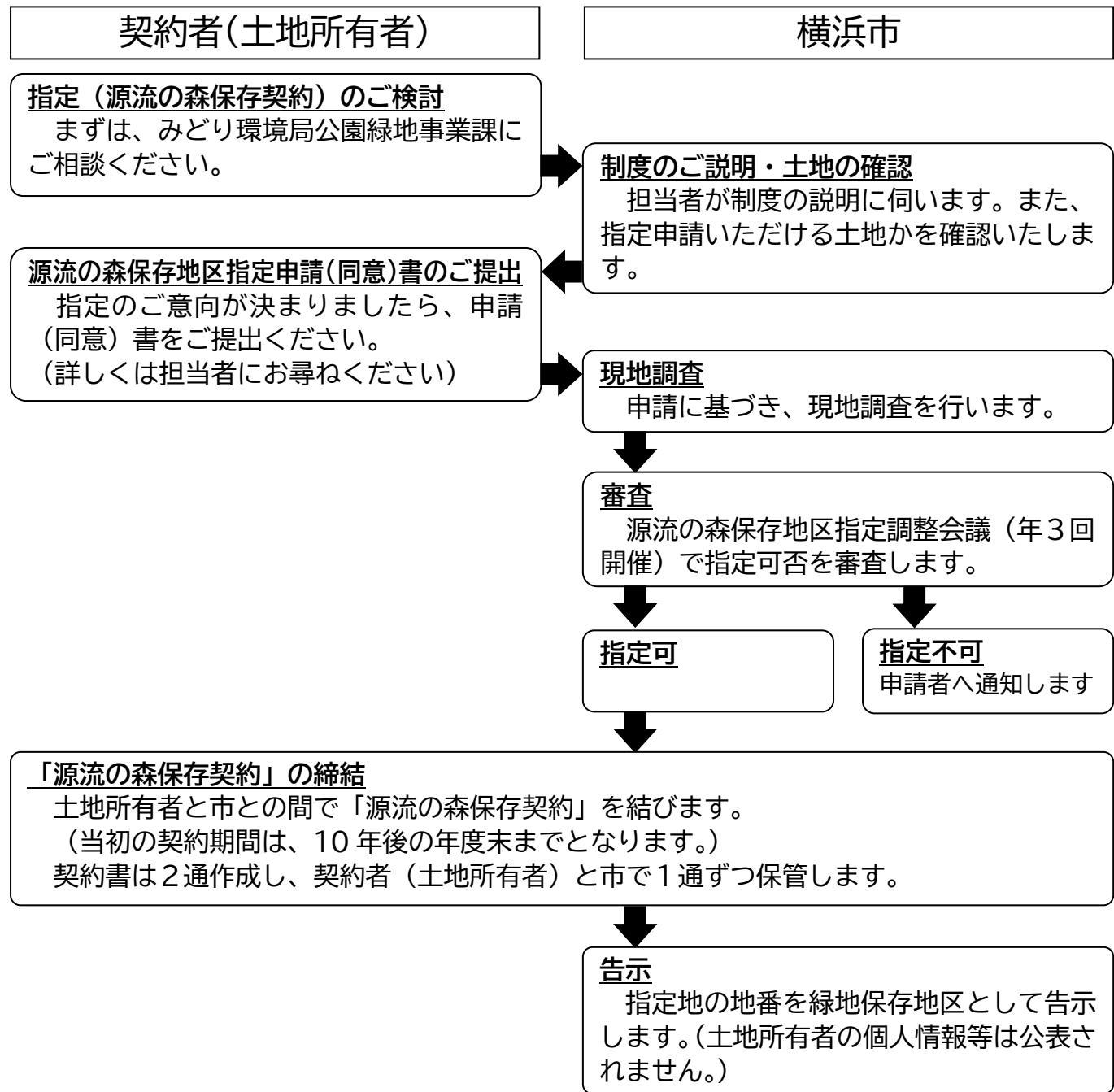
土地は所有者の方が引き続き所有し、契約地を良好に保つよう管理していただきます。

（横浜市が土地を所有したり、土地を管理する制度ではありません。）

行為の制限

- 建築物及び工作物の設置はできません。
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採集など土地の形質を変更することはできません。
- 木竹の伐採、その他緑地の保存に影響を及ぼす行為などはできません。
(樹林地を良好に管理するための枝打ちや間伐、隣接地への越境木の伐採など通常の維持管理の作業は、行為の制限にあたりません。)

『源流の森保存地区』指定(契約)手続きの流れ



お気軽にお問合せください

電話受付時間 8:45~17:15(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
※電子メール・FAXは24時間受け付けています。

みどり環境局 公園緑地事業課 (緑地保全担当)
電話 045-671-3534

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (横浜市役所27階)
E-mail mk-ryokuchihozen@city.yokohama.lg.jp FAX 045-671-2724